

露地野菜・露地花きの新規作付・規模拡大を支援します！

佐賀県露地野菜100億円アップ推進事業



さが園芸888運動

チャレンジ！活動あふれるさが園芸へ



募集期間

1次：令和6年4月8日～5月7日

2次：令和6年6月5日～7月4日

対象となる品目

- 1 指定野菜、特定野菜に定められる露地野菜（きゅうり、トマト、ピーマン、いちご、メロン、スイカ、アスパラガスは除く）
- 2 地域で産地化が期待される露地野菜
- 3 露地花き（ホオズキ、シンデッポウユリ）

応募の要件、支援内容等

区分	要件	支援内容												
導入チャレンジ事業	1 県内に居住する農業者や農業者で組織するグループ、農業法人等であること 2 事業主体において、新規作付開始から3年以内に取り組み品目であること（事業採択は1回限り） 3 事業実施年度に、30アール以上の新規作付に取り組み、目標年度に1ヘクタール以上作付けする目標を定めていること ※中山間地域及び労働集約型の品目は、事業実施年に10アール（露地花きは5アール）以上作付けし、目標年度に30アール（露地花きは15アール）以上作付けを目標とする 4 「園芸産地888計画」を策定、提出すること	露地野菜・露地花きの新規作付にチャレンジする農業法人等に対し、検討会の開催費用、技術習得のための研修費、栽培実証に要する経費等を助成します。 ○対象経費 上記取組に要する会場借上料、生産資材費、種苗費、栽培用機械のレンタル料等 ○補助率 1/2以内 ※ただし、上限50万円 定植前準備から収穫までに係る経費が2年度にまたぐ場合は、2カ年の計画とすることもできます。												
生産拡大支援事業	1 県内に居住する農業者や農業者で組織するグループ、農業法人等であること 2 1品目につき、1年目に50アール以上の作付拡大に取り組み、目標年度に1ヘクタール以上作付けを拡大すること ※導入チャレンジ事業と同様 3 助成対象面積は、取組期間を通じて1年目の面積以上であること 4 生産安定の取組（要領参照）を事業の取組期間にわたり継続して実施すること 5 「園芸産地888計画」を策定、提出すること	規模拡大した際のリスクを軽減するため、50アール以上規模拡大を行い、安定生産のための取組を行った際に助成します。 ○助成対象面積 事業採択前と比較し、事業実施年度に拡大された作付面積 ○助成額 定額（助成対象 上限500a） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組年度</th><th>水田</th><th>畑地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年度目</td><td>3万円/10a</td><td>5万円/10a</td></tr> <tr> <td>2年度目</td><td>2万円/10a</td><td>4万円/10a</td></tr> <tr> <td>3年度目</td><td>1万円/10a</td><td>3万円/10a</td></tr> </tbody> </table> ※畑地・・・原則、地目が畑の圃場	取組年度	水田	畑地	1年度目	3万円/10a	5万円/10a	2年度目	2万円/10a	4万円/10a	3年度目	1万円/10a	3万円/10a
取組年度	水田	畑地												
1年度目	3万円/10a	5万円/10a												
2年度目	2万円/10a	4万円/10a												
3年度目	1万円/10a	3万円/10a												

注1) 中山間地域の区分は、中山間地域等直接支払交付金の対象地域等とする

注2) 労働集約型の品目は、夏秋ナス等の1株から複数回収穫する野菜とする

生産拡大支援事業の助成対象面積の考え方

(例)	作付面積		助成対象面積	
事業採択前	50a		—	
事業1年度目	100a		50a	} 生産安定のため、土壌改良・排水対策・病虫害防除・適期作業・省力化等の取組を行うこと(項目選択)
2年度目	150a		100a	
3年度目	200a		150a	

※3年間継続申請可能です。継続申請は任意です。

必要な書類

(1) 申請時

- ・計画書一式（計画書、誓約書B,C）
- ・添付資料 事業実施主体の規約（団体の場合）、「園芸産地888計画」、圃場の所在地・地目・面積・取組内容等が確認できる資料（参考様式1又は2）、必要経費の見積書（導入チャレンジ事業のみ）等
- ※地目等はeMAFF農地ナビデータ等で検索して確認します。確認できない場合は、圃場に関する資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 実績報告時

- ・実績報告書一式
- ・添付資料 圃場の所在地・地目・面積・取組内容等が確認できる資料（参考様式1又は2）、出荷実績がわかる書類、納品書・領収書（導入チャレンジ事業のみ）等

応募から採択までの流れ

(1) 事業計画書の作成

事業計画書の様式は、県園芸農産課、各農林事務所地域農業振興センターにあります。

また、「さが園芸888運動」HP（下記QRコード）からダウンロードすることができます。

詳細については、事業実施要領をご確認ください。

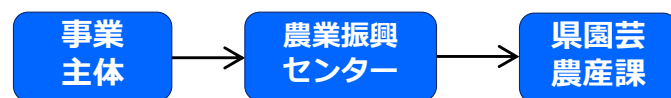


注) 生産拡大支援事業において、継続申請可能な3年間のうち、災害等の理由がなく、一度も面積拡大要件を満たさなかった場合は、補助金返還を求める場合があります。

(2) 応募先

事業計画書を最寄りの農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）に提出してください。

〔申請の流れ〕



(3) 支援対象事業の選定

応募された中から、県が計画内容を審査し、予算の範囲内で採択します。採択結果は、応募者に直接お知らせします。

お問い合わせ先

【各農林事務所地域農業振興センター】

○佐城農業振興センター農業企画課

TEL：0952-45-8881 FAX：0952-45-8880

○三神農業振興センター農業企画課

TEL：0952-52-1290 FAX：0952-52-1478

○東松浦農業振興センター農業企画課

TEL：0955-73-9347 FAX：0955-75-0578

○西松浦農業振興センター農業企画課

TEL：0955-23-5106 FAX：0955-23-5138

○藤津農業振興センター農業企画課

（杵島農業振興センター農業企画課）

TEL：0954-63-5115 FAX：0954-62-5161

○佐賀県農林水産部 園芸農産課 露地野菜担当

住所：佐賀市城内1-1-59 TEL：0952-25-7117 FAX：0952-25-7308